

平成27年2月10日
役員会決定
最終改正 平成28年4月13日

役員会に付議すべき事項について

(審議事項)

1 独立行政法人日本スポーツ振興センター役員会運営規程（平成15年度規程第27号。以下「規程」という。）第2条に基づく審議事項については、次に掲げる事項を審議しなければならない。

(1) 業務運営の基本方針（規程第2条第1号）関係

① 独立行政法人通則法及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく国への認可申請、協議及び届出に関する事項

（注）例えば、以下に掲げる事項が該当する。

- ・業務実績報告書等の提出
- ・スポーツ振興投票等業務事業計画の認可申請
- ・特に重要な財産の処分等、財務に係る各種認可申請

② 組織（部署）の改廃

③ 人事及び人材育成に関する方針及び計画

④ 特に重要な委員会の設置及び改廃

⑤ 関係行政機関等からの受託事業の実施（競争契約においては応札又は応募前に審議する。）

⑥ センター業務全体、又は事業全体に係る基幹的な情報システムの導入

⑦ 会計検査院その他の行政機関からの指摘に対する対応方針及び計画

⑧ 監事監査、監査室監査及び会計監査人による監査による指摘に対する対応方針及び計画

(2) 中期計画（規程第2条第2号のとおり）

(3) 年度計画（規程第2条第3号のとおり）

(4) 収支予算・決算（規程第2条第4号のとおり）

(5) 業務方法書及び規則の制定、改廃（規程第2条第5号のとおり）

(6) 役員報酬に関する事項（規程第2条第6号のとおり）

(7) その他業務運営に関する重要事項（規程第2条第7号）関係

① 法務に関する重要事項

② 概算額1億円以上の調達契約の実施（契約に係る手続き依頼の決裁前に審議する。以下⑥まで同じ。）

③ 翌事業年度以降に5千万円以上の支出を伴う見込の複数年調達契約の実施

④ 土地又は建物の貸借契約の実施（同一条件による契約継続を除く。）

⑤ 外部機関との包括連携協定又は基幹的契約（スポンサーシップ等）の実施

⑥ その他特に重要と認められる契約の実施

⑦ センター全体に関わる部署横断的なプロジェクトチームの設置

⑧ その他特に重要と認められる事項

(報告事項)

- 2 次に掲げる事項は、役員会に報告しなければならない。
- (1) 独立行政法人通則法及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく国からの通知等
 - (2) 会計検査院その他の行政機関からの指摘事項
 - (3) 監事監査、監査室監査及び会計監査人による監査による指摘事項
 - (4) 特に重要な委員会の報告（必要な管理指標の報告を含む）
 - ・内部統制委員会
 - ・リスク管理委員会
 - ・自己評価委員会
 - ・コンプライアンス委員会
 - ・契約監視委員会
 - ・国立スポーツ科学センター業績評価委員会
 - ・スポーツ振興事業助成審査委員会
 - ・その他特に重要と認められる委員会
 - (5) 各事業における年度業務実施計画（又は同等の計画等）
 - (6) 職員（常勤職員及び非常勤職員）の採用
 - (7) 法務に関する重要事項（センターに対する訴訟及び損害賠償請求等）
 - (8) センター全体に関わる部署横断的なプロジェクトチームの実施状況
 - (9) 労働組合との交渉の状況
 - (10) その他重要と認められる事項

(審議及び報告に係る責任)

- 3 理事、審議役、本部長、センター長、総括役、部長、場長、館長、ユニット長、室長及び所長は、自らの所掌する業務に係る事項について、前2項に基づく重要事項の適切な役員会への発議又は報告に係る責任を有する。
- 4 役員会に付議すべき事項について疑義が生じたときは、経営戦略室を担当する理事又は経営戦略室に協議するものとする。

(審議及び報告の様式)

- 5 審議及び報告においては、原則として別添の様式によるものとする。

役員会議案

(資料番号)

開催日		
発議者	(理事又は部長等)	
発議部		
議案区分	審議事項	※審議・報告いずれかに○をつける
	報告事項	

議題	の件
----	----

発議のポイント (決めてもらいたいこと、認識してもらいたいことを明確に)

承認を求める具体事項 報告する重点事項		
戦略・施策の狙い・ 目的・期待効果		
発議部 による 検証	コスト・収支	(実施により見込まれるコスト及び期待される収入・収益を記載する。)
	リスク管理	(リスクに関する事項を検証して記載する。)
	コンプライア ンス	(実施の根拠法令又は内規、役員会に付議する根拠規定等を記載する。)
委員会等の意見・指摘 (あれば記載)		

(発議の概要を記載する。)

※別途説明資料がある場合も、本様式のみで概要がわかるよう記載してください。

(必要に応じて裏面・別紙を活用する。)

役員会に関する規定等の抜粋

○独立行政法人日本スポーツ振興センター組織運営規則

(役員会の設置等)

第8条 センターに、役員会を置く。

2 理事長及び理事は、役員会を組織して、センターの組織及び業務運営に関し、別に定める重要事項について審議する。

3 監事は、役員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べるものとする。

4 役員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

○独立行政法人日本スポーツ振興センター役員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本スポーツ振興センター組織運営規則(平成24年度規則第1号)第8条の規定に基づき、役員会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 役員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 業務運営の基本方針
- (2) 中期計画
- (3) 年度計画
- (4) 収支予算・決算
- (5) 業務方法書及び規則の制定、改廃
- (6) 役員報酬に関する事項
- (7) その他業務運営に関する重要事項

(招集等)

第3条 役員会は、理事長(理事長に事故があるときは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)第7条第2項に規定する理事)が招集し、これを主宰する。

(開催)

第4条 役員会は、原則として、毎月開催するものとする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、臨時に役員会を開催することができる。

(職員等の出席)

第5条 役員会は、必要に応じ、職員に出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

2 役員会は、必要に応じ、外部有識者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(役員会の庶務)

第6条 役員会の庶務は、経営戦略室が行う。

(運営の細目)

第7条 この規程に定めるもののほか、役員会の議事運営上必要な事項は、理事長が別に定める。